

2024年9月19日

各 位

会 社 名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保
(コード番号 9749 東証プライム)
問合せ先 経営財務部長 小西信介
(TEL 045-650-8811)

会 社 名 FK 株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、富士ソフト株式会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する2024年9月5日付公開買付届出書（公開買付者が2024年9月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年9月19日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年9月4日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024年9月13日付「（訂正）FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添「（変更）FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」の通り変更されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社（公開買付者）が、富士ソフト株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年9月19日付「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2024年9月19日

各位

会社名 FK株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始
に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第1回公開買付け」といいます。)を2024年9月5日より開始しております。

今般、公開買付者が、2024年9月5日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付届出書(2024年9月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2024年9月19日付で、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2024年9月19日付訂正届出書」といいます。)を提出いたしました。

これに伴い、2024年9月4日付「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年9月13日付で公表した「(訂正)公開買付届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」で訂正された事項を含みます。)の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年8月8日に公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2024年8月8日付公開買付者プレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりましたとおり、2024年8月8日、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。また、「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して、「対象者株券等」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしました。本公開買付けについては、日本及びベトナムの競争法並びに日本における外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続(以下「許認可等」と総称します。)に係るクリアランス(以下「本クリアランス」と総称します。)の取得が必要であり、また国外(ベルギー)の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等に係るクリアランスの取得が必要となる可能性があったところ、日本における競争法の手続については2024年8月2日付で、日本における外国為替及び外国貿易法の手続については2024年8月2日付で、それぞれ届出を行っており、ベトナムにおける競争法の手続については届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに届出を行う予定でしたが、2024年8

月8日時点において手続が完了しておらず、本クリアランスの取得に係る手続に一定期間を要することが見込まれていたことから、本クリアランスの取得が完了していること等（注1）の条件（かかる条件を、以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しておりました。なお、国外（ベルギー）の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等については、対象者の上記各国における事業及び公開買付者の属性に対する関係当局の見解次第では届出が必要とならない可能性があるため、2024年8月8日以降速やかに関係当局の見解を確認し、また、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、その要否について確定する予定としておりましたが、下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、その後、公開買付者は、国外（ベルギー）の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等に係るクリアランスについては、取得が不要であることを確認しております。

<中略>

（注1）本公開買付けについては、以下の本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しておりました。

- ① 対象者取締役会が設置した本特別委員会（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。以下同じです。）において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと
- ② 対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと
- ③ 本取引又は本3DIP応募契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に基づく応募又は本Farallon応募契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に基づく応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれがないこと
- ④ (i) 対象者及びその子会社において、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項が決定されておらず、(ii) 対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項が発生しておらず、(iii) 対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項が発生しておらず、(iv) 対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項が発生しておらず、また、(v) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたという事態が生じていないこと（ただし、(i)乃至(iv)のいずれについても、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条において軽微なものとして定められるものを除きます。）
- ⑤ 対象者グループ（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」において定義します。以下同じです。）の事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと
- ⑥ 本3DIP応募契約に基づき3DIP（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの

概要」において定義します。以下同じです。)が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること

- ⑦ 3DIPによる本3DIP応募契約に定める表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑧ 本Farallon応募契約に基づきFarallon(下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること
- ⑨ Farallonによる本Farallon応募契約に定める表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑩ 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(法第166条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しない旨の確認が得られていること
- ⑪ 本クリアランスの取得が完了していること

なお、⑥の3DIPの義務の内容、⑦の3DIPの表明及び保証の内容、その他本3DIP応募契約の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本3DIP応募契約」を、⑧のFarallonの義務の内容、⑨のFarallonの表明及び保証の内容、その他本Farallon応募契約の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本Farallon応募契約」をご参照ください。

<後略>

(変更後)

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年8月8日に公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2024年8月8日付公開買付者プレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりましたとおり、2024年8月8日、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。また、「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して、「対象者株券等」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第1回公開買付け」)により取得することを決定いたしました。本公開買付けについては、日本及びベトナムの競争法並びに日本における外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)に基づき必要な許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続(以下「許認可等」と総称します。)に係るクリアランス(以下「本クリアランス」と総称します。)の取得が必要であり、また国外(ベルギー)の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等に係るクリアランスの取得が必要となる可能性があったところ、日本における競争法の手続については2024年8月2日付で、日本における外国為替及び外国貿易法の手続については2024年8月2日付で、それぞれ届出を行っており、ベトナムにおける競争法の手続については届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに届出を行う予定でしたが、2024年8月8日時点において手続が完了しておらず、本クリアランスの取得に係る手続に一定期間を要することが見込まれていたことから、本クリアランスの取得が完了していること等(注1)の条件(かかる条件を、以下「本前提条件」といいます。)が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しておりました。なお、国外(ベルギー)の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等については、対象者の上記各国における事業及び公開買付者の属性に対する関係当局の見解次第では届出が必要とならない可能性があるため、2024年8月8日以降速やかに関係当局の見解を確認し、また、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、その要否について確定する予定としておりました

が、下記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、その後、公開買付者は、国外（ベルギー）の対内直接投資に係る法令に基づく許認可等に係るクリアランスについては、取得が不要であることを確認しております。

＜中略＞

(注1) 本公開買付けについては、以下の本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しておりました。

- ① 対象者取締役会が設置した本特別委員会（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。以下同じです。）において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと
- ② 対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと
- ③ 本取引又は本3DIP応募契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に基づく応募又は本Farallon応募契約（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に基づく応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれがないこと
- ④ (i) 対象者及びその子会社において、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項が決定されておらず、(ii) 対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項が発生しておらず、(iii) 対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項が発生しておらず、(iv) 対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項が発生しておらず、また、(v) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったという事態が生じていないこと（ただし、(i)乃至(iv)のいずれについても、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条において軽微なものとして定められるものを除きます。）
- ⑤ 対象者グループ（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」において定義します。以下同じです。）の事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと
- ⑥ 本3DIP応募契約に基づき3DIP（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること
- ⑦ 3DIPによる本3DIP応募契約に定める表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑧ 本Farallon応募契約に基づきFarallon（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること

- ⑨ Farallonによる本Farallon応募契約に定める表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑩ 対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(法第166条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在しない旨の確認が得られていること
- ⑪ 本クリアランスの取得が完了していること
- なお、⑥の3DIPの義務の内容、⑦の3DIPの表明及び保証の内容、その他本3DIP応募契約の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本3DIP応募契約」を、⑧のFarallonの義務の内容、⑨のFarallonの表明及び保証の内容、その他本Farallon応募契約の詳細については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本Farallon応募契約」をご参照ください。

<後略>

1. 買付け等の目的等

(変更前)

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じ対象者株券等を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として2024年7月26日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを2024年7月26日に設立された株式会社であるFKホールディングス株式会社(以下「公開買付者親会社」といいます。)が所有しております。また、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社であるKohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.(関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。)によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき2024年7月24日に設立されたリミテッド・パートナーシップであるFK Investment L.P.(以下「KKRファンド」といいます。)が、公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者、公開買付者親会社及びKKRファンドは、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

<中略>

本公開買付けに際し、公開買付者は、2024年8月8日付で、対象者の筆頭株主である3D Investment Partners Pte. Ltd.(以下「3DIP」といいます。)との間で、3DIPが投資権限を有する対象者株式の全て(所有株式数:14,834,000株、所有割合(注5):23.46%)を本公開買付けに応募することに関する契約(以下「本3DIP応募契約」といいます。)を締結し、また、対象者の株主であるFarallon Capital Partners, L.P.(所有株式数:444,992株、所有割合:0.70%)、Farallon Capital Institutional Partners, L.P.(所有株式数:702,957株、所有割合:1.11%)、Four Crossings Institutional Partners V, L.P.(所有株式数:108,631株、所有割合:0.17%)、Farallon Capital Institutional Partners II, L.P.(所有株式数:150,040株、所有割合:0.24%)、Farallon Capital Offshore Investors II, L.P.(所有株式数:1,754,833株、所有割合:2.77%)、Farallon Capital F5 Master I, L.P.(所有株式数:314,460株、所有割合:0.50%)、Farallon Capital (AM) Investors, L.P.(所有株式数:57,458株、所有割合:0.09%)、Farallon Capital Institutional Partners III, L.P.(所有株式数:76,299株、所有割合:0.12%)及びCabrillo Funding Ltd.(所有株式数:2,224,000株、所有割合:3.52%)(総称して、以下「Farallon」といい、3DIP及びFarallonを総称して「本応募株主」といいます。)との間で、Farallonがそれぞれ所有する対象者株式の全て(所有株式数:5,833,670株、所有割合:9.22%)を本公開買付けに応募することに関する契約(以下「本Farallon応募契約」といい、本3DIP応募契約及び本Farallon応募契約を総称して「本応募契約」といい、本応募契約に基づき応募予定の対象者株券等(合計:20,667,670株、所有割合:32.68%)を「本応募予定株券等」といいます。)を締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本3DIP応募契約」及び「② 本Farallon応募契約」をご参照ください。なお、公開買付者は、本応募契約

を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株（所有割合：66.64%）に設定する想定でいたものの、2024 年 9 月 4 日、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを 9 月 5 日より開始することといたしました。公開買付者は、2024 年 9 月 4 日、各本応募株主から、それぞれ、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、各本応募契約に基づき各本応募予定株券等を応募する旨の同意を得ております。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて 33,658,500 株（所有割合：53.22%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（33,658,500 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である 33,658,500 株以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限である 33,658,500 株は、2024 年 6 月 30 日現在の対象者潜在株式勘案後株式総数に係る議決権の数（632,382 個）に 53.25%を乗じた数（336,744 個）（小数点以下を切り上げております。）から、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数（合計：15,937 株、所有割合：0.03%）に係る議決権の数（159 個）を控除し（注 7）、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数（33,658,500 株）としております。なお、具体的な買付予定数の下限の設定の理由は以下のとおりです。

<中略>

上記のとおり、パッシブ・インデックス運用ファンド等の中には、本公開買付けへの応募は行わない一方で、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）において本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）に係る議案が付議された場合には、同議案への賛成の議決権行使を行う者がいるものと考えられ、一般的には、会社が賛同を表明した上で上程された株主総会議案に対して賛成の議決権行使を行うものと推察されることから、本公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者株式数が買付予定数の最低値であったとしても、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる対象者株式が所有割合に換算して 61.45%（注 10）に達すると見込まれます。そして、本株式併合に係る議案の成立に必要な対象者株式数は、対象者の直近 3 事業年度に係る株主総会における議決権行使率の最大値である 92.16%（小数点以下第 3 位を四捨五入。以下、議決権比率の計算において同じです。）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率 3 分の 2 を乗じた割合（約 61.44%）に相当する水準であると考えられることを踏まえると、上記のとおり本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準（約 61.45%）はこれを上回ると推計されることから、本株式併合に係る議案の可決要件を満たすと予想しております。

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の蓋然性を最大化しつつ、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の 3 分の 2 を所有するに至らない場合でも、その所有する対象者の議決権が本臨時株主総会において、本株式併合の議案が承認される水準となるよう、公開買付者が本公開買付け後に所有する対象者の議決権の数が、対象者の総議決権の 53.22%に相当する数以上となるように設定しております。

（注 7）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2022 年 8 月 8 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズ・アウト手続（以下に定義します。以下同じです。）に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除して

おります。

<中略>

(注10) 上記注7のとおり、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数(所有割合:0.03%)は、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズ・アウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限に設定している33,658,500株(所有割合:53.22%)に対して、パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有している対象者株式(所有割合:約8.2%)に加えて、当該本譲渡制限付株式数(所有割合:0.03%)を加算しております。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ並びに公開買付者親会社からの出資及び融資により賄うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズ・アウト手続」といいます。詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)を実施する予定です。

なお、上記のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限 33,658,500株(所有割合にして53.22%)と設定していることから、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合、本スクイーズ・アウト手続として行われる本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されないことも可能性としては想定されます。もっとも、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況、対象者の株主の対象者株式の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も勘案した上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において承認される水準に至るまで、あらゆる手法により、対象者株式を取得し、対象者株式の非公開化を行う予定です。当該取得に関し、現時点において想定している事項はありませんが、公開買付者は、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には、対象者が株式併合又は株式分割をする等調整を必要とする事象が生じない限り、1株当たりの本公開買付価格(下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。以下同じです。)と経済的に同等と評価される価格により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することが出来ませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努める予定です。

<中略>

当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年8月7日付で対象者取締役会に対して提出した8月7日付答申書に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、当該諮問事項について検討を行った結果として、2024年8月8日(以下「本取引公表日」といいます。)から2024年9月4日(以下「本追加答申書作成日」といいます。)までの事情を勘案しても、8月7日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらず、本追加答申書作成日においても、8月7日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の答申書(以下「9月4日付答申書」といいます。)を受領したとのことです。9月4日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等に

については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

<中略>

なお、上記 2024 年 8 月 8 日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(1) 本両公開買付けの概要

公開買付者は、第 1 回公開買付け及び公開買付者が第 1 回公開買付け成立後に実施する予定の公開買付け（以下「第 2 回公開買付け」といい、第 1 回公開買付けと併せて「本両公開買付け」といいます。）を通じ対象者株券等を取得及び所有し、本両公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として 2024 年 7 月 26 日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを 2024 年 7 月 26 日に設立された株式会社である FK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有しております。また、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社である Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき 2024 年 7 月 24 日に設立されたリミテッド・パートナーシップである FK Investment L.P.（以下「KKR ファンド」といいます。）が、公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者、公開買付者親会社及び KKR ファンドは、本日現在、対象者株式を所有していません。

<中略>

本公開買付けに際し、公開買付者は、2024 年 8 月 8 日付で、対象者の筆頭株主である 3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3DIP」といいます。）との間で、3DIP が投資権限を有する対象者株式の全て（所有株式数：14,834,000 株、所有割合（注 5）：23.46%）を本公開買付けに応募することに関する契約（以下「本 3DIP 応募契約」といいます。）を締結し、また、対象者の株主である Farallon Capital Partners, L.P.（所有株式数：444,992 株、所有割合：0.70%）、Farallon Capital Institutional Partners, L.P.（所有株式数：702,957 株、所有割合：1.11%）、Four Crossings Institutional Partners V, L.P.（所有株式数：108,631 株、所有割合：0.17%）、Farallon Capital Institutional Partners II, L.P.（所有株式数：150,040 株、所有割合：0.24%）、Farallon Capital Offshore Investors II, L.P.（所有株式数：1,754,833 株、所有割合：2.77%）、Farallon Capital F5 Master I, L.P.（所有株式数：314,460 株、所有割合：0.50%）、Farallon Capital (AM) Investors, L.P.（所有株式数：57,458 株、所有割合：0.09%）、Farallon Capital Institutional Partners III, L.P.（所有株式数：76,299 株、所有割合：0.12%）及び Cabrillo Funding Ltd.（所有株式数：2,224,000 株、所有割合：3.52%）（総称して、以下「Farallon」といい、3DIP 及び Farallon を総称して「本応募株主」といいます。）との間で、Farallon がそれぞれ所有する対象者株式の全て（所有株式数：5,833,670 株、所有割合：9.22%）を本公開買付けに応募することに関する契約（以下「本 Farallon 応募契約」といい、本 3DIP 応募契約及び本 Farallon 応募契約を総称して「本応募契約」といい、本応募契約に基づき応募予定の対象者株券等（合計：20,667,670 株、所有割合：32.68%）を「本応募予定株券等」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本 3DIP 応募契約」及び「② 本 Farallon 応募契約」をご参照ください。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株（所有割合：66.64%）に設定する想定であったものの、2024 年 9 月 4 日、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを 9 月 5 日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024 年 9 月 4 日、各本応募株主から、それぞれ、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、各本応募契約に基づき各本応募予定

株券等を応募する旨の同意を得ております。

<中略>

一般、公開買付者は、ベインキャピタル（下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）が、2024年9月3日に公表した「ベインキャピタルによる富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けに係る提案提出のお知らせ」（以下「ベインキャピタルプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、2024年10月に法的拘束力ある提案を実施し、公開買付けを行うか不透明な中で、対象者株式の市場価格が本公開買付価格（下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。以下同じです。）を上回り、これに起因して、本公開買付けが不成立となり、本公開買付価格での対象者株式の売却を希望する対象者の株主の皆様（以下「売却希望株主」といいます。）及び本新株予約権買付価格での本新株予約権の売却を希望する本新株予約権者の皆様（以下「売却希望新株予約権者」といいます。）の、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付での売却の機会が損なわれることは不相当であると考え、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにすることを目的とし、2024年9月19日、第1回公開買付けにおける買付予定数の下限を撤廃（以下「本下限撤廃」といいます。なお、第1回公開買付けについて、買付予定数の下限を除き、公開買付者が2024年9月5日に提出した公開買付開始公告に記載の主要な買付条件に変更はありません。）することを決定いたしました。また、ベインキャピタルプレスリリースに記載されたとおりに、ベインキャピタルが2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、本下限撤廃とともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始すること（本下限撤廃と併せて、以下「本スキーム変更」といいます。）を決定いたしました。なお、仮に、ベインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、公開買付者は、当該公開買付けに応募することを想定しておりません。また、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。さらに、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、各本応募株主に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず各本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、各本応募株主から、それぞれ、各本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、各本応募株主が、それぞれ各本応募契約に基づき、各本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

本下限撤廃及び本公開買付価格と同一の公開買付価格での第2回公開買付けを開始することを決定した理由は以下のとおりです。

2024年9月3日にベインキャピタルよりベインキャピタルプレスリリースが公表されておりますが、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年9月4日、対抗提案が実現する可能性を恣意的に排除しないという観点から、本公開買付期間中も、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続することを決定するとともに、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定であるとのことです。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースは、(i) 対象者から合理的に必要となる協力を適時に受けられること、(ii) ベインキャピタルにおいて必要な機関決定がなされること、(iii) 適切なプロセスの下で、対象者の経営陣と誠実に協議を行い、対象者株式の非公開化後の経営方針について対象者の経営陣とベインキャピタルの意見が一致すること、(iv) 今後実施予定のデュー・ディリジェンスにおい

て対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー及び今後の見通しに関して本情報提供プロセスで検証した内容から変更がないことが確認できること、(v) 国内主要金融機関から Certain Funds ベースの融資に係るコミットメントレター取得の準備が整うこと等を前提条件として、対象者の非公開化取引に関する法的拘束力ある提案を行う可能性があることを表明するものであり、(a) ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を行うのか、行うとしていつ法的拘束力のある提案を行うのか、(b) 法的拘束力のある提案が行われた場合にどのような時間軸で対象者が検討するのか、(c) 当該検討の結果、対象者が本公開買付けに関する意見(本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の対象者取締役会の決議)を変更するのか、(d) ベインキャピタルプレスリリースに記載されたスケジュール(2024年10月にベインキャピタルによる法的拘束力のある提案が提出され、かつ、ベインキャピタルによる公開買付けの開始予定に関するお知らせの公表が行われ、2024年11月以降にベインキャピタルによる公開買付けが行われる予定)にどの程度信憑性があるものかが明確でないと認識しております。この点、2023年8月31日に経済産業省により制定された「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」において、株主が買収に対する判断を行う際に、必要な情報の提供を受けた上で、合理的な意思決定が阻害されない状況を確保する観点から、買収者が「買収のために要する資力など、公開買付けを実際に行う合理的な根拠なく、公開買付けの実施を予告すること」は望ましくないとされておりますが、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価格は高騰しており、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じていると考えております。

また、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、2024年9月3日時点で、公開買付者が締結した本応募契約が依然として有効であり、本応募株主が公開買付者による本公開買付けに応募する確度が高かったことは、実現可能性の点で、公開買付者による本取引が、ベインキャピタル提案を上回るとの評価に変更がないと本特別委員会が判断した理由の一つとされていることを踏まえると、公開買付者としては、3DIP及びFarallonが本応募契約に基づき本公開買付けに応募するかどうかは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、公開買付者による本取引及びベインキャピタル提案の実現可能性について合理的な意思決定を行うために重要な情報であるものと考えております。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースにおいて、対象者が本公開買付けへの意見表明の内容を変更すれば3DIPは本3DIP応募契約に基づく義務から解放されることになり、ベインキャピタルによる公開買付けへの応募も可能になると思料される、との推測が具体的な根拠を示さずに記載されているため、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、本応募株主が本公開買付けに応募しない可能性があるという前提のもとで行動し、合理的な意思決定を行うことが阻害される具体的な懸念が生じていると考えております。

そこで、公開買付者は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的とし、2024年9月19日、本下限撤廃を決定いたしました。また、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、本下限撤廃とともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、仮に、ベインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、公開買付者は、当該公開買付けに応募することを想定しておりません。また、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。さらに、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、各本応募株主に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず各本応募予定株券等を応募するか否かの意向

を確認したところ、各本応募株主から、それぞれ、各本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、各本応募株主が、それぞれ各本応募契約に基づき、各本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

なお、公開買付者としては、既述のとおり、本スキーム変更は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにするとともに、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保すべく行うものであることに加え、本両公開買付け全体として、本下限撤廃前の第1回公開買付けと比較して条件が何ら悪化するものではないことから、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただけるものと考えており、本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施の決定によって、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害されるものではないと考えております。

第1回公開買付け及び第2回公開買付けの主要な買付条件は以下のとおりです。

| | 第1回公開買付け | 第2回公開買付け |
|----------|---|---|
| 公開買付価格 | 普通株式1株につき、8,800円 第5回新株予約権 1個につき、 1,067,000円 第6回新株予約権 1個につき、 929,600円 第7回新株予約権 1個につき、 228,100円 | 普通株式1株につき、8,800円 第5回新株予約権 1個につき、 1,067,000円 第6回新株予約権 1個につき、 929,600円 第7回新株予約権 1個につき、 228,100円 |
| 買付予定数の上限 | なし | なし |
| 買付予定数の下限 | なし | 33,658,500株（所有割合：53.22%）から第1回応募株券等の数を控除した株式数 |

なお、上記のとおり、第2回公開買付けにおいては、33,658,500株（所有割合：53.22%）から第1回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」又は「第1回応募株券等」といいます。）の数を控除した株式数を買付予定数の下限として設定する予定であり、第2回公開買付けに応募された株券等（以下「第2回応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式 33,658,500株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

第1回公開買付けは、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、第1回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設

けておりません。この点、公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株（所有割合：53.22%）に設定しておりましたが、上記のとおり、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第2回公開買付けを実施することを決定するとともに、第1回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することといたしました。なお、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

第2回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「第2回公開買付価格」といいます。）は、第1回公開買付価格（下記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。）と同額の8,800円を予定しております。第2回公開買付価格の詳細は、下記「(4) 第2回公開買付けに関する事項」の「③ 第2回公開買付価格の決定」をご参照ください。また、公開買付者は、第2回公開買付けにおいては、33,658,500株（所有割合：53.22%）から第1回応募株券等の数を控除した株式数を買付予定数の下限として設定する予定であり、第2回応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び本新株予約権並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、第2回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けない予定であり、第2回応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、2024年6月30日現在の対象者潜在株式勘案後株式総数に係る議決権の数（632,382個）に53.25%を乗じた数（336,744個）（小数点以下を切り上げております。）から、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数（合計：15,937株、所有割合：0.03%）に係る議決権の数（159個）を控除し（注7）、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数（33,658,500株）から第1回応募株券等の数を控除した株式数とする予定です。

なお、第2回公開買付けにおける具体的な買付予定数の下限の設定の理由は以下のとおりです。

<中略>

上記のとおり、パッシブ・インデックス運用ファンド等の中には、本両公開買付けへの応募は行わない一方で、本両公開買付けが成立した後、本臨時株主総会（下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）において本株式併合（下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）に係る議案が付議された場合には、同議案への賛成の議決権行使を行う者がいるものと考えられ、一般的には、会社が賛同を表明した上で上程された株主総会議案に対して賛成の議決権行使を行うものと推察されることから、本両公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者株式数が第1回応募株券等の数に第2回公開買付けの買付予定数の最低値を加えた数であったとしても、本株式併合に係る議案への賛成の議決権を行使すると見込まれる対象者株式が所有割合に換算して61.45%（注10）に達すると見込まれます。そして、本株式併合に係る議案の成立に必要な対象者株式数は、対象者の直近3事業年度に係る株主総会における議決権行使率の最大値である92.16%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、議決権比率の計算において同じです。）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた割合（約61.44%）に相当する水準であると考えられることを踏まえると、上記のとおり本株式併合に係る議案への賛成の議決権行使が見込まれる対象者株式数の水準（約61.45%）はこれを上回ると推計されることから、本株式併合に係る議案の可決要件を満たすと予想しております。

以上を踏まえ、公開買付者は、第2回公開買付けの成立を安定的なものとし、本取引の蓋然性を最大化しつつ、本両公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2を所有するに至らない場

合でも、その所有する対象者の議決権が本臨時株主総会において、本株式併合の議案が承認される水準となるよう、公開買付者が本両公開買付け後において所有する対象者の議決権の数が、対象者の総議決権の53.22%に相当する数以上となるように設定する予定です。

(注7) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本両公開買付けに応募することができませんが、2024年8月8日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本両公開買付けが成立した場合には本スクイーズ・アウト手続（以下に定義します。以下同じです。）に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

<中略>

(注10) 上記注7のとおり、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数（所有割合：0.03%）は、本両公開買付けが成立した場合には本スクイーズ・アウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、第1回応募株券等の数と第2回公開買付けの買付予定数の下限として設定予定の数の合計数 33,658,500株（所有割合：53.22%）に対して、パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有している対象者株式（所有割合：約8.2%）に加えて、当該本譲渡制限付株式数（所有割合：0.03%）を加算しております。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ並びに公開買付者親会社からの出資及び融資により賄うことを予定しております。なお、公開買付者は、ペインキャピタルプレスリリースの公表以降、本取引に関する報道が多くなされるなど注目を集める案件となっているものと認識しており、情報漏洩リスクが高まっていると考えていることから、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち金融機関との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っていませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、金融機関に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本下限撤廃にかかわらず、本公開買付届出書に記載のとおりの融資を提供いただくことを要請する予定です。

公開買付者は、本両公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本両公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズ・アウト手続」といいます。詳細については、下記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定です。

なお、上記のとおり、第2回公開買付けにおいては、第1回応募株券等の数と併せて本両公開買付け後に公開買付者が所有する対象者株式が 33,658,500株（所有割合にして 53.22%）となるような買付予定数の下限を設定する予定であることから、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合、本スクイーズ・アウト手続として行われる本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されないことも可能性としては想定されます。もっとも、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けにおける応募状況、対象者の株主の対象者株式の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も勘案した上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において承認される水準に至るまで、あらゆる手法により、対象者株式を取得し、対象者株式の非公開化を行う予定です。当該取得に関し、現時点において想定している事項はありませんが、

公開買付者は、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には、対象者が株式併合又は株式分割をする等調整を必要とする事象が生じない限り、1株当たりの本公開買付価格と経済的に同等と評価される価格により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することが出来ませんが、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努める予定です。

<中略>

当該連絡を受け、対象者は、本特別委員会に対して、本特別委員会が2024年8月7日付で対象者取締役会に対して提出した8月7日付答申書に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したところ、本特別委員会から、当該諮問事項について検討を行った結果として、2024年8月8日（以下「本取引公表日」といいます。）から2024年9月4日（以下「本追加答申書作成日」といいます。）までの事情を勘案しても、8月7日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらず、本追加答申書作成日においても、8月7日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の答申書（以下「9月4日付答申書」といいます。）を受領したとのことです。9月4日付答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、公開買付者は、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、本取引に関する報道が多くなされるなど注目を集める案件となっているものと認識しており、情報漏洩リスクが高まっていると考えていること、及び、対象者は、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続しているとのことから、公開買付者は、情報漏洩への懸念があると判断し、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち対象者との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、対象者に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただくことを要請する予定です。この点、公開買付者としては、既述のとおり、本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにするとともに、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保すべく行うものであることに加え、本両公開買付け全体として、本下限撤廃前の第1回公開買付けと比較して条件が何ら悪化するものではないことから、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただけるものと考えております。

(変更前)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経

営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

(変更後)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等

(変更前)

<前略>

その後、2024年7月5日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年7月上旬から8月上旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、2024年8月7日に、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり8,800円（以下「本公開買付価格」といいます。）とし、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格8,800円と各本新株予約権との対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、KKRは対象者との協議と並行して、3DIPに対して、2024年7月8日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びKKRがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やKKRからの提案内容を説明の上、3DIPプロセス優先交渉権に関する契約に基づいた応募契約の締結を要請しました。これに対して、3DIPは同年8月8日に対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明決議が行われ、これが公表され、かつ、かかる表明が変更又は撤回されていないこと等（詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本3DIP応募契約」をご参照ください。）を前提に、本公開買付けに応募することを応諾し、同日付で公開買付者との間で本3DIP応募契約を締結いたしました。さらに、KKRは対象者との協議と並行して、Farallonに対して、2024年7月8日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びKKRがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やKKRからの提案内容を説明の上、応募契約の締結を要請しました。これに対して、Farallonは同年8月8日に対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明決議が行われ、これが公表され、かつ、かかる表明が変更又は撤回されていないこと等（詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本Farallon応募契約」をご参照ください。）を前提に、本公開買付けに応募することを応諾し、同日付で公開買付者との間で本Farallon応募契約を締結いたしました。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を42,142,900株（所有割合：66.64%）に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を33,658,500株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、各本応募株主から、それぞれ、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、各本応募契約に基づき各本応募予定株券等を応募する旨の同意を得ております。

その後、公開買付者は、2024年8月26日、対象者に対し本ベトナム当局対応手続の見込みを踏まえて、本公開買付けを2024年9月5日より開始することを見込んでいた旨の連絡を行いました。また、公開買付者は、2024年8月30日、対象者に対し、(i) 本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続を除く

当局対応手続が完了した旨、(ii) 本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件については、本前提条件としては放棄する旨、(iii) 本前提条件が充足されること（又は公開買付者により放棄されること）を前提として、本公開買付けを2024年9月5日から開始することを予定している旨の連絡を行いました。そして、公開買付者は、本前提条件（本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランス取得の完了を除きます。）について、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件について本前提条件としては放棄し、本日、本公開買付けを2024年9月5日より開始することといたしました。なお、公開買付者は、2024年8月8日付公開買付者プレスリリースを公表した2024年8月8日から本日時点までの状況を考慮しても、本公開買付価格の決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2024年8月8日に決定した本公開買付価格の変更は不要であると判断いたしました。

なお、公開買付者は、対象者に対し、2024年8月26日に、外国為替及び外国貿易法に基づく法定の待機期間が短縮され、本公開買付期間中に本株式取得に関する承認を取得できる可能性、及び、ベトナム国家競争委員会による届出書受理までの期間及び初期的審査に必要となる30日の期間が短縮され、本公開買付期間中に本株式取得に関する承認を取得できる可能性があったことを踏まえ、本公開買付期間を、法定の最短期間である20営業日とする旨の連絡を行いました。その後、公開買付者は、本日、対象者から、本日開催の取締役会において、本公開買付期間が30営業日以上となることを前提に、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議するとともに、仮に本公開買付期間が30営業日以上に設定されない場合には、法第27条の10第2項第2号に定める買付け等の期間の延長請求をすることを併せて決定したとの連絡を受け、公開買付者は、本公開買付期間を30営業日とすることを決定いたしました。

(変更後)

<前略>

その後、2024年7月5日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年7月上旬から8月上旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、2024年8月7日に、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり8,800円（以下「本公開買付価格」又は「第1回公開買付価格」といいます。）とし、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格8,800円と各本新株予約権との対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、KKRは対象者との協議と並行して、3DIPに対して、2024年7月8日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びKKRがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やKKRからの提案内容を説明の上、3DIPプロセス優先交渉権に関する契約に基づいた応募契約の締結を要請しました。これに対して、3DIPは同年8月8日に対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明決議が行われ、これが公表され、かつ、かかる表明が変更又は撤回されていないこと等（詳細については、下記「(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本3DIP応募契約」をご参照ください。）を前提に、本公開買付けに応募することを応諾し、同日付で公開買付者との間で本3DIP応募契約を締結いたしました。さらに、KKRは対象者との協議と並行して、Farallonに対して、2024年7月8日に本公開買付価格を含む本公開買付けに係る諸条件及びKKRがこれまで対象者と重ねてきた対象者との企業価値向上に関する協議内容やKKRからの提案内容を説明の上、応募契約の締結を要請しました。これに対して、Farallonは同年8月8日に対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見表明決議が行われ、これが公表され、かつ、かかる表明が変更又は撤回されていないこと等（詳細については、下記「(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する

る事項」の「② 本Farallon応募契約」をご参照ください。)を前提に、本公開買付けに応募することを承諾し、同日付で公開買付者との間で本 Farallon 応募契約を締結いたしました。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株(所有割合:66.64%)に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を 33,658,500 株(所有割合:53.22%)に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、各本応募株主から、それぞれ、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、各本応募契約に基づき各本応募予定株券等を応募する旨の同意を得ております。

その後、公開買付者は、2024年8月26日、対象者に対し本ベトナム当局対応手続の見込みを踏まえて、本公開買付けを2024年9月5日より開始することを見込んでいた旨の連絡を行いました。また、公開買付者は、2024年8月30日、対象者に対し、(i)本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続を除く当局対応手続が完了した旨、(ii)本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件については、本前提条件としては放棄する旨、(iii)本前提条件が充足されること(又は公開買付者により放棄されること)を前提として、本公開買付けを2024年9月5日から開始することを予定している旨の連絡を行いました。そして、公開買付者は、本前提条件(本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランス取得の完了を除きます。)について、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件について本前提条件としては放棄し、本日、本公開買付けを2024年9月5日より開始することといたしました。なお、公開買付者は、2024年8月8日付公開買付者プレスリリースを公表した2024年8月8日から本日時点までの状況を考慮しても、本公開買付価格の決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2024年8月8日に決定した本公開買付価格の変更は不要であると判断いたしました。

なお、公開買付者は、対象者に対し、2024年8月26日に、外国為替及び外国貿易法に基づく法定の待機期間が短縮され、本公開買付期間中に本株式取得に関する承認を取得できる可能性、及び、ベトナム国家競争委員会による届出書受理までの期間及び初期的審査に必要となる30日の期間が短縮され、本公開買付期間中に本株式取得に関する承認を取得できる可能性があったことを踏まえ、本公開買付期間を、法定の最短期間である20営業日とする旨の連絡を行いました。その後、公開買付者は、本日、対象者から、本日開催の取締役会において、本公開買付期間が30営業日以上となることを前提に、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議するとともに、仮に本公開買付期間が30営業日以上に設定されない場合には、法第27条の10第2項第2号に定める買付け等の期間の延長請求をすることを併せて決定したとの連絡を受け、公開買付者は、本公開買付期間を30営業日とすることを決定いたしました。

2024年9月3日にベインキャピタルプレスリリースが公表されておりますが、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年9月4日、対抗提案が実現する可能性を恣意的に排除しないという観点から、本公開買付期間中も、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続することを決定するとともに、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会が慎重かつ真摯に検討を行う予定であるとのことです。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースは、(i)対象者から合理的に必要となる協力を適時に受けられること、(ii)ベインキャピタルにおいて必要な機関決定がなされること、(iii)適切なプロセスの下で、対象者の経営陣と誠実に協議を行い、対象者株式の非公開化後の経営方針について対象者の経営陣とベインキャピタルの意見が一致すること、(iv)今後実施予定のデュー・ディリジェンスにおいて対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー及び今後の見通しに関して本情報提供プロセスで検証した内容から変更がないことが確認できること、(v)国内主要金融機関から Certain Funds ベースの融資に係るコミットメントレター取得の準備が整うこと等を前提条件として、対象者の非公開化取引に関する法的拘束力のある提案を行う可能性があることを表明するものであり、(a)ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を行うのか、行うとしていつ法的拘束力のある提案を行うのか、(b)法的拘束力のあ

る提案が行われた場合にどのような時間軸で対象者が検討するのか、(c) 当該検討の結果、対象者が本公開買付けに関する意見(本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の対象者取締役会の決議)を変更するのか、(d) ベインキャピタルプレスリリースに記載されたスケジュール(2024年10月にベインキャピタルによる法的拘束力のある提案が提出され、かつ、ベインキャピタルによる公開買付けの開始予定に関するお知らせの公表が行われ、2024年11月以降にベインキャピタルによる公開買付けが行われる予定)にどの程度信憑性があるものが明確でないと認識しております。この点、2023年8月31日に経済産業省により制定された「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」において、株主が買収に対する判断を行う際に、必要な情報の提供を受けた上で、合理的な意思決定が阻害されない状況を確認する観点から、買収者が「買収のために要する資力など、公開買付けを実際に行う合理的な根拠なく、公開買付けの実施を予告すること」は望ましくないとされておりますが、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価格は高騰しており、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じていると考えております。

また、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、2024年9月3日時点で、公開買付者が締結した本応募契約が依然として有効であり、本応募株主が公開買付者による本公開買付けに応募する確度が高かったことは、実現可能性の点で、公開買付者による本取引が、ベインキャピタル提案を上回るとの評価に変更がないと本特別委員会が判断した理由の一つとされていることを踏まえると、公開買付者としては、3DIP及びFarallonが本応募契約に基づき本公開買付けに応募するかどうかは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、公開買付者による本取引及びベインキャピタル提案の実現可能性について合理的な意思決定を行うために重要な情報であるものと考えております。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースにおいて、対象者が本公開買付けへの意見表明の内容を変更すれば3DIPは本3DIP応募契約に基づく義務から解放されることになり、ベインキャピタルによる公開買付けへの応募も可能になると思料される、との推測が具体的な根拠を示さずに記載されているため、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、本応募株主が本公開買付けに応募しない可能性があるという前提のもとで行動し、合理的な意思決定を行うことが阻害される具体的な懸念が生じていると考えております。

そこで、公開買付者は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的とし、2024年9月19日、本下限撤廃を決定いたしました。また、ベインキャピタルが、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様への強圧性を排除する形で、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、本下限撤廃とともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、各本応募株主に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず各本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、各本応募株主から、それぞれ、各本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、各本応募株主が、それぞれ各本応募契約に基づき、各本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。なお、仮に、ベインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、公開買付者は、当該公開買付けに応募することを想定しておりません。また、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

なお、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、第2回公開買付けにおいては、33,658,500株(所有割合:53.22%)から第1回応募株券等の数を控除した株式数を買付予定数の下限として設定する予定であり、第2回応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行いません。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(変更前)

(i) 検討体制の構築の経緯

<前略>

本特別委員会への委嘱事項(以下「本委嘱事項」といいます。)は、以下のとおりであり、対象者の取締役会は、下記の委嘱事項に関する本特別委員会の判断内容を最大限尊重して当該事項に関する意思決定を行うこととしたとのことです(本特別委員会の権限等の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

<後略>

(変更後)

(i) 検討体制の構築の経緯

<前略>

本特別委員会への委嘱事項(以下「本委嘱事項」といいます。)は、以下のとおりであり、対象者の取締役会は、下記の委嘱事項に関する本特別委員会の判断内容を最大限尊重して当該事項に関する意思決定を行うこととしたとのことです(本特別委員会の権限等の詳細については、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

<後略>

(ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

<前略>

対象者はこのような協議・検討の過程において、SMBC日興証券から、2024年8月7日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(SMBC日興証券)」といいます。)を取得したとのことです(当該株式価値算定書の概要は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)。また、対象者は森・濱田松本法律事務所から、本取引を含む対象者取締役会の意思決定の過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から8月7日付答申書の提出を受けたとのことです(当該答申書の具体的な内容及び本特別委員会の活動内容については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

(変更後)

<前略>

対象者はこのような協議・検討の過程において、SMBC日興証券から、2024年8月7日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(SMBC日興証券)」といいます。)を取得したとのことです(当該株

式価値算定書の概要は、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)。また、対象者は森・濱田松本法律事務所から、本取引を含む対象者取締役会の意思決定の過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から8月7日付答申書の提出を受けたとのことです(当該答申書の具体的な内容及び本特別委員会の活動内容については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

(iii) 判断内容
(変更前)

<前略>

(イ) 当該価格が、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、合意された価格であること。

(ウ) 当該価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書(SMBC日興証券)におけるSMBC日興証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。)による算定結果の範囲内であること。

(エ) 当該価格その他の本公開買付けの条件は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した8月7日付答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

<中略>

本特別委員会は、2024年8月8日以降の本件に関する情報及び資料、2024年8月30日付補足説明資料の内容、ベインキャピタル及びKKRの意向等を確認し、本特別委員会が登用した各アドバイザーの専門的助言を受けつつ、入手した情報等を踏まえて、適時に開催した委員会において慎重に議論を重ねた結果、対象者は、本特別委員会から9月4日付答申書の提出を受けたとのことです(当該答申書の具体的な内容及び本特別委員会の活動内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

<中略>

なお、対象者は、ベインキャピタルによる提案との関係については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の9月4日付答申書に挙げられている要素を考慮すれば、本日時点においても、実現可能性の点でKKRによる本取引がベインキャピタルによる提案を上回るとの評価に変更はないこと等から、この点においても、2024年8月8日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

<中略>

なお、上記 2024 年 8 月 8 日及び本日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

(イ) 当該価格が、対象者において、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、合意された価格であること。

(ウ) 当該価格が、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（SMB C日興証券）におけるSMB C日興証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法（下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。）による算定結果の範囲内であること。

(エ) 当該価格その他の本公開買付けの条件は、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した8月7日付答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

<中略>

本特別委員会は、2024年8月8日以降の本件に関する情報及び資料、2024年8月30日付補足説明資料の内容、ベインキャピタル及びKKRの意向等を確認し、本特別委員会が登用した各アドバイザーの専門的助言を受けつつ、入手した情報等を踏まえて、適時に開催した委員会において慎重に議論を重ねた結果、対象者は、本特別委員会から9月4日付答申書の提出を受けたとのことです（当該答申書の具体的な内容及び本特別委員会の活動内容については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください）。

<中略>

なお、対象者は、ベインキャピタルによる提案との関係については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載の9月4日付答申書に挙げられている要素を考慮すれば、本日時点においても、実現可能性の点でKKRによる本取引がベインキャピタルによる提案を上回るとの評価に変更はないこと等から、この点においても、2024年8月8日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

<中略>

なお、上記 2024 年 8 月 8 日及び本日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更前)

④ 本公開買付け後の経営方針

<後略>

(変更後)

④ 本公開買付け後の経営方針

<後略>

(変更前)

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

<後略>

(変更後)

(3) 第1回公開買付け価格の決定

第1回公開買付け価格を決定するに際し、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する複数の上場会社の市場株価と収益性等との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、2024年6月14日、対象者プロセス最終提案書において、対象者株式1株当たり8,800円を公開買付け価格とする提案をいたしました。その後、2024年7月5日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与との連絡を受け、同年7月上旬から8月上旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、2024年8月7日に、対象者株式の本公開買付け価格を対象者株式1株当たり8,800円とし、本新株予約権買付け価格を、本公開買付け価格8,800円と各本新株予約権との対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、第1回公開買付け価格の決定の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

(4) 第2回公開買付けに関する事項

① 第2回公開買付けの概要

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、第1回公開買付けが成立した場合、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的として、第2回公開買付けを実施する予定です。

第2回公開買付けにおいては、33,658,500株(所有割合:53.22%)から第1回応募株券等の数を控除した株式数を買付予定数の下限として設定する予定であり、第2回応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、第2回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けない予定であり、第2回応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、第2回応募株券等の全部の買付け等を行います。

第2回公開買付けは、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに開始する予定であり、第2回公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第2回公開買付け期間」といいます。)は、20営業日とする予定です。ただし、公開買付者は、第1回公開買付けの買付け等の期間のやむを得ない延長及び天災地変等のやむを得ない事由が生じた場合には、第2回公開買付けの開始の延期及

び第2回公開買付け期間の変更を行う可能性があります。公開買付者は、第1回公開買付けが成立した場合には、第1回公開買付けの撤回等の条件（その内容については、下記「2. 買付け等の概要」の「(9) その他買付け等の条件及び方法」をご参照ください。）に該当する事象が生じていないことを条件として、その決済の完了後、実務的に可能な範囲で第2回公開買付けを速やかに開始する予定です。なお、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式 33,658,500 株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

② 二段階公開買付けを実施する理由

公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付け届出書においては、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定しておりました。そして、上記「(1) 本両公開買付けの概要」に記載のとおり、2024年9月3日にベインキャピタルよりベインキャピタルプレスリリースが公表されておりますが、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年9月4日、対抗提案が実現する可能性を恣意的に排除しないという観点から、本公開買付け期間中も、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続することを決定するとともに、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会が慎重かつ真摯に検討を行う予定であるとのことです。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースは、(i) 対象者から合理的に必要となる協力を適時に受けられること、(ii) ベインキャピタルにおいて必要な機関決定がなされること、(iii) 適切なプロセスの下で、対象者の経営陣と誠実に協議を行い、対象者株式の非公開化後の経営方針について対象者の経営陣とベインキャピタルの意見が一致すること、(iv) 今後実施予定のデュー・ディリジェンスにおいて対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー及び今後の見通しに関して本情報提供プロセスで検証した内容から変更がないことが確認できること、(v) 国内主要金融機関から Certain Funds ベースの融資に係るコミットメントレター取得の準備が整うこと等を前提条件として、対象者の非公開化取引に関する法的拘束力のある提案を行う可能性があることを表明するものであり、(a) ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を行うのか、行うとしていつ法的拘束力のある提案を行うのか、(b) 法的拘束力のある提案が行われた場合にどのような時間軸で対象者が検討するのか、(c) 当該検討の結果、対象者が本公開買付けに関する意見（本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の対象者取締役会の決議）を変更するのか、(d) ベインキャピタルプレスリリースに記載されたスケジュール（2024年10月にベインキャピタルによる法的拘束力のある提案が提出され、かつ、ベインキャピタルによる公開買付けの開始予定に関するお知らせの公表が行われ、2024年11月以降にベインキャピタルによる公開買付けが行われる予定）にどの程度信憑性があるものかが明確でないことと認識しております。この点、2023年8月31日に経済産業省により制定された「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」において、株主が買収に対する判断を行う際に、必要な情報の提供を受けた上で、合理的な意思決定が阻害されない状況を確保する観点から、買収者が「買収のために要する資力など、公開買付けを実際に行う合理的な根拠なく、公開買付けの実施を予告すること」は望ましくないとされておりますが、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価格は高騰しており、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じていると考えております。

また、2024年9月4日付対象者プレスリリースによれば、2024年9月3日時点で、公開買付者が締結した本応募契約が依然として有効であり、本応募株主が公開買付者による本公開買付けに応募する確度が高かったことは、実現可能性の点で、公開買付者による本取引が、ベインキャピタル提案を上回るとの評価に変更がないと本特別委員会が判断した理由の一つとされていることを踏まえると、公開買付者としては、3DIP 及び Farallon が本応募契約に基づき本公開買付けに応募するかどうかは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、公開買付者による本取引及びベインキャピタル提案の実現可能性について合理的な意思決定を行うために重要な情報であるものと考えております。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースにおいて、対象者が本公開買付けへの意見表明の内容を変更すれば 3DIP は本

3DIP 応募契約に基づく義務から解放されることになり、ベインキャピタルによる公開買付けへの応募も可能になると思料される、との推測が具体的な根拠を示さずに記載されているため、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、本応募株主が本公開買付けに応募しない可能性があるという前提のもとで行動し、合理的な意思決定を行うことが阻害される具体的な懸念が生じていると考えております。

そこで、公開買付者は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024年10月28日）付で取得できるようにすることを目的とし、2024年9月19日、本下限撤廃を決定いたしました。また、ベインキャピタルが、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、本下限撤廃とともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、仮に、ベインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、公開買付者は、当該公開買付けに応募することを想定しておりません。また、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。さらに、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、各本応募株主に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず各本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、各本応募株主から、それぞれ、各本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、各本応募株主が、それぞれ各本応募契約に基づき、各本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

③ 第2回公開買付価格の決定

第2回公開買付けは、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者及び3DIPとの協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、ベインキャピタルが、2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式1株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するものであるため、公開買付者は、第2回公開買付価格を第1回公開買付価格と同額の8,800円とすることといたしました。なお、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価格は高騰しておりますが、公開買付者としては、これは、ベインキャピタルが、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、2024年10月に法的拘束力ある提案を実施し、公開買付けを行うか不透明であることに起因するものと考えており、対象者の状況に変化が生じているわけではなく、対象者による「一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格」という評価は変わらないと考えられることから、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降の対象者株式の市場価格の高騰を踏まえて、第2回公開買付価格を引き上げる必要はないと判断しております。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

< 後略 >

① 複数の PE ファンドからの提案の受領と検討

(変更前)

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は2023年8月に複数のPEファンドに対し、一定の情報を提供した上で、対象者の企業価値向上策等に関する情報提供を受領し、また、2023年9月4日には、3DIPの依頼に応じた複数のPEファンドから、対象者株式の非公開化に関する提案を書面にて受領したとのことです。その後プロセスを進める中において、2024年6月上旬から下旬にかけてKKRを含むPEファンド2社からの法的拘束力を有する意向表明書を、PEファンド1社から法的拘束力を有しない意向表明書を受領したとのことです。その後、本特別委員会の意見を踏まえ、対象者は受領した意向表明書を慎重に検討した結果、2024年7月中旬には、対象者の経営推進上の課題である株主構成を整備することが最重要であり、その手段としてPEファンドの提案を受け入れることが最善であるとの結論に至り、提案の中で最も提示価格が高いKKRとの間で協議を進めるべきと考えたとのことです。そして、対象者取締役会及び本特別委員会において、KKRとの間で本取引の実施に向けた継続的な協議を重ねた結果、本取引を実施することで合意に至ったとのことです。なお、法的拘束力のある提案をした候補者のうち、公開買付価格について、KKRが提示した条件と比べて、対象者の株主の皆様にとってより有利な条件を提示する候補者は存在しないとのことです。

(変更後)

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は2023年8月に複数のPEファンドに対し、一定の情報を提供した上で、対象者の企業価値向上策等に関する情報提供を受領し、また、2023年9月4日には、3DIPの依頼に応じた複数のPEファンドから、対象者株式の非公開化に関する提案を書面にて受領したとのことです。その後プロセスを進める中において、2024年6月上旬から下旬にかけてKKRを含むPEファンド2社からの法的拘束力を有する意向表明書を、PEファンド1社から法的拘束力を有しない意向表明書を受領したとのことです。その後、本特別委員会の意見を踏まえ、対象者は受領した意向表明書を慎重に検討した結果、2024年7月中旬には、対象者の経営推進上の課題である株主構成を整備することが最重要であり、その手段としてPEファンドの提案を受け入れることが最善であるとの結論に至り、提案の中で最も提示価格が高いKKRとの間で協議を進めるべきと考えたとのことです。そして、対象者取締役会及び本特別委員会において、KKRとの間で本取引の実施に向けた継続的な協議を重ねた結果、本取引を実施することで合意に至ったとのことです。なお、法的拘束力のある提案をした候補者のうち、公開買付価格について、KKRが提示した条件と比べて、対象者の株主の皆様にとってより有利な条件を提示する候補者は存在しないとのことです。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(変更前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格(8,800円)に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券より、2024年8月7日付で本株式価値算定書(SMB C日興証券)を取得しているとのことです。また、対象者取締役会は、本株式価値算定書(SMB C日興証券)の内容を変更する必要はない旨のSMB C日興証券の説明に不合理な点は見られないこと、2024年8月8日開催の取締役会から2024年9月4日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、対象者グループや業界を取り巻く事業環境にも特段の変化はないと考えられること、及び、下記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会が本

株式価値算定書（SMB C日興証券）の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断していることも踏まえ、本株式価値算定（SMB C日興証券）書の内容の変更及び更新等は不要であると判断しているとのことです。なお、SMB C日興証券は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、特別委員会において、SMB C日興証券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者の第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的には、本「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置）を実施しており、対象者の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券からは、本公開買付価格（8,800円）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<後略>

（変更後）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格（8,800円）に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券より、2024年8月7日付で本株式価値算定書（SMB C日興証券）を取得しているとのことです。また、対象者取締役会は、本株式価値算定書（SMB C日興証券）の内容を変更する必要はない旨のSMB C日興証券の説明に不合理な点は見られないこと、2024年8月8日開催の取締役会から2024年9月4日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えられること、対象者グループや業界を取り巻く事業環境にも特段の変化はないと考えられること、及び、下記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会が本株式価値算定書（SMB C日興証券）の内容の変更及び更新等を要請する必要はないと判断していることも踏まえ、本株式価値算定（SMB C日興証券）書の内容の変更及び更新等は不要であると判断しているとのことです。なお、SMB C日興証券は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、特別委員会において、SMB C日興証券の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者の第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的には、本「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置）を実施しており、対象者の少数株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券からは、本公開買付価格（8,800円）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<後略>

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（変更前）

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者株式の非公開化に関する提案について、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2023年9月12日の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者との間に重要な利害関係を有しない、対象者の独立社外取締役である今井光氏、荒牧知子氏、辻孝夫氏、仁科秀隆氏、清水雄也氏及び石丸慎太郎氏の6名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりませんが、2024年6月12日からは、同じく対象者の独立社外取締役である大石健樹氏がオブザーバーとして参加してい

るとのことです。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

<中略>

なお、下記の答申がなされた時点では、公開買付者は、本公開買付期間を20営業日とする意向を対象者に伝達していたことから、下記の答申においては、本公開買付期間が20営業日となる前提で検討がなされておりますが、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、その後、対象者と公開買付者との間の協議の結果、対象者は、公開買付者から、本公開買付期間を30営業日に設定するとの連絡を受けたとのことです。

<後略>

(変更後)

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者株式の非公開化に関する提案について、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2023年9月12日の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者との間に重要な利害関係を有しない、対象者の独立社外取締役である今井光氏、荒牧知子氏、辻孝夫氏、仁科秀隆氏、清水雄也氏及び石丸慎太郎氏の6名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員は設置当初から変更していませんが、2024年6月12日からは、同じく対象者の独立社外取締役である大石健樹氏がオブザーバーとして参加しているとのことです。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

<中略>

なお、下記の答申がなされた時点では、公開買付者は、本公開買付期間を20営業日とする意向を対象者に伝達していたことから、下記の答申においては、本公開買付期間が20営業日となる前提で検討がなされておりますが、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、その後、対象者と公開買付者との間の協議の結果、対象者は、公開買付者から、本公開買付期間を30営業日に設定するとの連絡を受けたとのことです。

<後略>

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(変更前)

<前略>

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付価格である1株当たり8,800円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、また、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格8,800円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とされており同様に妥当な価格であることから、本公開買付けは、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年8月8日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付け価格である1株当たり8,800円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、また、本新株予約権買付け価格は、本公開買付け価格8,800円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とされており同様に妥当な価格であることから、本公開買付けは、対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に対して、適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年8月8日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこととです。

<後略>

⑧ 他の買付者からの買付け機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

さらに、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年8月から対象者情報提供プロセスを開始し、KKRを含む複数の候補者から受領した対象者株式の非公開化により実現される企業価値向上策と、対象者が上場会社として実現できることが期待される企業価値向上策を比較検討し、対象者株式の非公開化により実現される企業価値向上策の方が、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から望ましいと判断していること、3DIPプロセス及び対象者情報提供プロセスの開始以後、一定の競争状態を維持しつつ、複数の候補者との協議・面談を重ね、複数回にわたり非公開化提案を受領し、これらを比較検討した結果、最終提案内容が最も優れていたKKRと本取引の実施に向けた協議及び検討（最終的な本公開買付け価格に関する交渉を含みます。）を開始し、その後も継続的な協議・交渉を重ねた上で、最終候補者に選定したものであること、対象者情報提供プロセスに参加した全ての候補者より企業価値向上策に係る情報提供を受け、少なくとも1回は非公開化提案を受領していること、2024年1月12日に公表した「企業価値向上策の検討状況に関するお知らせ」と題する開示資料により、対象者が複数のPEファンドから非公開化提案を受け取り当該内容につき検討していることは公知の事実となっていることから、本日まで、対象者の非公開化に関心を有する買収候補者において、提案の機会と期間が十分に確保されていること、KKR最終提案については有効期限が設定されているため、積極的なマーケット・チェックを改めて実施することは、KKR最終提案が失効する懸念を生じさせる点において、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必ずしも最善の選択であるとは言えないことなどから、十分な期間にわたり、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた慎重な検討と、実質的かつ積極的なマーケット・チェックが実施されていると評価できるものと考えております。これらを踏まえると、公開買付者は、公開買付者以外の者による対象者株券等に対する買付け等の機会は十分に設けられていると考えております。

(変更後)

<前略>

さらに、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2023年8月から対象者情報提供プロセスを開始し、KKRを含む複数の候補者から受領した対象者株式の非公開化により実現される企業価値向上策と、対象者が上場会社として実現できることが期待される企業価値向上策を比較検討し、対象者株式の非公開化により実現され

る企業価値向上策の方が、企業価値については株主共同の利益の確保・向上の観点から望ましいと判断していること、3DIP プロセス及び対象者情報提供プロセスの開始以後、一定の競争状態を維持しつつ、複数の候補者との協議・面談を重ね、複数回にわたり非公開化提案を受領し、これらを比較検討した結果、最終提案内容が最も優れていたKKRと本取引の実施に向けた協議及び検討（最終的な本公開買付価格に関する交渉を含みます。）を開始し、その後も継続的な協議・交渉を重ねた上で、最終候補者に選定したものであること、対象者情報提供プロセスに参加した全ての候補者より企業価値向上策に係る情報提供を受け、少なくとも1回は非公開化提案を受領していること、2024年1月12日に公表した「企業価値向上策の検討状況に関するお知らせ」と題する開示資料により、対象者が複数のPEファンドから非公開化提案を受け取り当該内容につき検討していることは公知の事実となっていることから、本日まで、対象者の非公開化に関心を有する買収候補者において、提案の機会と期間が十分に確保されていること、KKR最終提案については有効期限が設定されているため、積極的なマーケット・チェックを改めて実施することは、KKR最終提案が失効する懸念を生じさせる点において、企業価値については株主共同の利益の確保・向上の観点から、必ずしも最善の選択であるとは言えないことなどから、十分な期間にわたり、企業価値については株主共同の利益の確保・向上に向けた慎重な検討と、実質的かつ積極的なマーケット・チェックが実施されていると評価できるものと考えております。これらを踏まえると、公開買付者は、公開買付者以外の者による対象者株券等に対する買付け等の機会は十分に設けられていると考えております。

⑨ 強圧性の排除

(変更前)

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることを予定しており、対象者の株主の皆様に対して価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(変更後)

公開買付者は、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式併合を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることを予定しており、対象者の株主の皆様に対して価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(変更前)

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併

合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2024年12月頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することになります。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権買取価格に当該本新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

< 中略 >

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要

請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(変更後)

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、第 2 回公開買付け（公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式 33,658,500 株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第 1 回公開買付け）の決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、現時点で、2025 年 1 月頃（公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式 33,658,500 株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、2024 年 12 月頃）の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができる

ことになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することになります。

上記の手續については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本両公開買付けが成立した場合には、本両公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本両公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

<中略>

また、公開買付者は、本両公開買付けが成立したものの本両公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手續を實踐することを要請する予定です。

なお、本両公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本両公開買付けへの応募又は上記の各手續における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(変更前)

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズ・アウト手續を実施することを予定しておりますので、当該手續が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手續を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(変更後)

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は第1回公開買付け及び第2回公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本両公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、本両公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本両公開買付けの成立後に、上記「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズ・アウト手續を実施することを予定しておりますので、当該手續が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手續を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(変更前)

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

(変更後)

(8) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

① 本 3DIP 応募契約

(変更前)

公開買付者は、2024年8月8日付で、3DIP との間で、同社が投資権限を有する対象者株式 14,834,000 株（所有割合：23.46%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本 3DIP 応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、3DIP に対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株（所有割合：66.64%）に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、3DIP から、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、本 3DIP 応募契約に基づき同社が投資権限を有する対象者株式 14,834,000 株（所有割合：23.46%）を応募する旨の同意を得ております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、2024年8月8日付で、3DIP との間で、同社が投資権限を有する対象者株式 14,834,000 株（所有割合：23.46%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本 3DIP 応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、3DIP に対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株（所有割合：66.64%）に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、3DIP から、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、本 3DIP 応募契約に基づき同社が投資権限を有する対象者株式 14,834,000 株（所有割合：23.46%）を応募する旨の同意を得ております。また、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、3DIP に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、3DIP から、本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、3DIP が、本 3DIP 応募契約に基づき、本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

<後略>

② 本 Farallon 応募契約

(変更前)

公開買付者は、2024年8月8日付で、Farallon との間で、Farallon がそれぞれ所有する対象者株式 5,833,670 株（所有割合：9.22%）を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本 Farallon 応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、Farallon に対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を 42,142,900 株（所有割合：66.64%）に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を 33,658,500 株（所有割合：53.22%）に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、Farallon から、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、本 Farallon 応募契約に基づき Farallon がそれぞれ所有する対象者株式 5,833,670 株（所有割合：9.22%）を応募する旨の同意を得ております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、2024年8月8日付で、Farallonとの間で、Farallonがそれぞれ所有する対象者株式5,833,670株(所有割合:9.22%)を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本Farallon応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、Farallonに対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。なお、公開買付者は、本応募契約を締結した時点においては、買付予定数の下限を42,142,900株(所有割合:66.64%)に設定する想定でいたものの、2024年9月4日、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合:53.22%)に設定して本公開買付けを9月5日より開始することといたしましたが、公開買付者は、2024年9月4日、Farallonから、かかる買付予定数の下限の変更にかかわらず、本Farallon応募契約に基づきFarallonがそれぞれ所有する対象者株式5,833,670株(所有割合:9.22%)を応募する旨の同意を得ております。また、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、Farallonに対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、Farallonから、本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024年9月19日付訂正届出書の提出日現在、Farallonが、本Farallon応募契約に基づき、本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(変更前)

<前略>

その後、2024年7月5日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年7月上旬から8月上旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、2024年8月7日に、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり8,800円とし、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格8,800円と各本新株予約権との対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。そして、公開買付者は、本前提条件(本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランス取得の完了を除きます。)について、上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、2024年8月8日付公開買付者プレスリリースの予定どおりの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件について本前提条件としては放棄し、本日、本公開買付けを2024年9月5日より開始することといたしました。なお、公開買付者は、2024年8月8日付公開買付者プレスリリースを公表した2024年8月8日から本日時点までの状況を考慮しても、本公開買付価格の決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2024年8月8日に決定した本公開買付価格の変更は不要であると判断いたしました。

(変更後)

<前略>

その後、2024年7月5日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年7月上旬から8月上旬にかけて、本クリアランス取得に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、2024年8月7日に、対象者株式の公開買付価格を対象者株式1株当たり8,800円とし、本新株予約権買付価格を、本公開買付価

格 8,800 円と各本新株予約権との対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。そして、公開買付者は、本前提条件（本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランス取得の完了を除きます。）について、上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本画公開買付けの概要」に記載のとおり、いずれも充足されたことを確認したことから、2024 年 8 月 8 日付公開買付者プレスリリースの予定どおりの時期に本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件の⑩のうち本外為法対応手続及び本ベトナム当局対応手続に係るクリアランスの取得の完了という条件について本前提条件としては放棄し、本日、本公開買付けを 2024 年 9 月 5 日より開始することといたしました。なお、公開買付者は、2024 年 8 月 8 日付公開買付者プレスリリースを公表した 2024 年 8 月 8 日から本日時点までの状況を考慮しても、本公開買付けの決定に際して考慮された諸要素に特段の変化はないと考えられることから、2024 年 8 月 8 日に決定した本公開買付け価格の変更は不要であると判断いたしました。

2024 年 9 月 3 日にベインキャピタルプレスリリースが公表されておりますが、2024 年 9 月 4 日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024 年 9 月 4 日、対抗提案が実現する可能性を恣意的に排除しないという観点から、本公開買付け期間中も、ベインキャピタルに対するデュー・ディリジェンスの機会の付与を継続することを決定するとともに、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定であるとのことです。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースは、(i) 対象者から合理的に必要となる協力を適時に受けられること、(ii) ベインキャピタルにおいて必要な機関決定がなされること、(iii) 適切なプロセスの下で、対象者の経営陣と誠実に協議を行い、対象者株式の非公開化後の経営方針について対象者の経営陣とベインキャピタルの意見が一致すること、(iv) 今後実施予定のデュー・ディリジェンスにおいて対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー及び今後の見通しに関して本情報提供プロセスで検証した内容から変更がないことが確認できること、(v) 国内主要金融機関から Certain Funds ベースの融資に係るコミットメントレター取得の準備が整うこと等を前提条件として、対象者の非公開化取引に関する法的拘束力のある提案を行う可能性があることを表明するものであり、(a) ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を行うのか、行うとしていつ法的拘束力のある提案を行うのか、(b) 法的拘束力のある提案が行われた場合にどのような時間軸で対象者が検討するのか、(c) 当該検討の結果、対象者が本公開買付けに関する意見（本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の対象者取締役会の決議）を変更するのか、(d) ベインキャピタルプレスリリースに記載されたスケジュール（2024 年 10 月にベインキャピタルによる法的拘束力のある提案が提出され、かつ、ベインキャピタルによる公開買付けの開始予定に関するお知らせの公表が行われ、2024 年 11 月以降にベインキャピタルによる公開買付けが行われる予定）にどの程度信憑性があるものが明確でないことを認識しております。この点、2023 年 8 月 31 日に経済産業省により制定された「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」において、株主が買収に対する判断を行う際に、必要な情報の提供を受けた上で、合理的な意思決定が阻害されない状況を確保する観点から、買収者が「買収のために要する資力など、公開買付けを実際に行う合理的な根拠なく、公開買付けの実施を予告すること」は望ましくないとされておりますが、ベインキャピタルプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価格は高騰しており、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じていると考えております。

また、2024 年 9 月 4 日付対象者プレスリリースによれば、2024 年 9 月 3 日時点で、公開買付者が締結した本応募契約が依然として有効であり、本応募株主が公開買付者による本公開買付けに応募する確度が高かったことは、実現可能性の点で、公開買付者による本取引が、ベインキャピタル提案を上回るとの評価に変更がないと本特別委員会が判断した理由の一つとされていることを踏まえると、公開買付者としては、3DIP 及び Farallon が本応募契約に基づき本公開買付けに応募するかどうかは、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、公開買付者による本取引及びベインキャピタル提案の実現可能性に

ついて合理的な意思決定を行うために重要な情報であるものと考えております。しかしながら、ベインキャピタルプレスリリースにおいて、対象者が本公開買付けへの意見表明の内容を変更すれば 3DIP は本 3DIP 応募契約に基づく義務から解放されることになり、ベインキャピタルによる公開買付けへの応募も可能になると思料される、との推測が具体的な根拠を示さずに記載されているため、公開買付者としては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、本応募株主が本公開買付けに応募しない可能性があるという前提のもとで行動し、合理的な意思決定を行うことが阻害される具体的な懸念が生じていると考えております。

そこで、公開買付者は、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日（2024 年 10 月 28 日）付で取得できるようにすることを目的とし、2024 年 9 月 19 日、本下限撤廃を決定いたしました。また、ベインキャピタルが、ベインキャピタルプレスリリースに記載のとおり、2024 年 10 月に法的拘束力ある提案を行い、公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、ベインキャピタルが公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、本公開買付価格と同額で対象者株式を、本公開買付価格と対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、本下限撤廃とともに、第 1 回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第 2 回公開買付けを開始することを決定いたしました。なお、仮に、ベインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、公開買付者は、当該公開買付けに応募することを想定しておりません。また、公開買付者が第 1 回公開買付けで対象者株式 33,658,500 株（所有割合：53.22%）以上を取得した場合には、第 2 回公開買付けは実施されません。さらに、公開買付者は、本スキーム変更の決定に先立ち、各本応募株主に対し、本スキーム変更の内容を説明し、本下限撤廃にかかわらず各本応募予定株券等を応募するか否かの意向を確認したところ、各本応募株主から、それぞれ、各本応募予定株券等を応募する旨の意向の表明を受けました。また、公開買付者は、2024 年 9 月 19 日付訂正届出書の提出日現在、各本応募株主が、それぞれ各本応募契約に基づき、各本応募予定株券等を既に応募したこと、及び、公開買付者の承諾なく応募を撤回しない旨を確認しております。

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|----------------|----------------|----------|
| 普通株式 | 63,790,275 (株) | 33,658,500 (株) | — (株) |
| 合計 | 63,790,275 (株) | 33,658,500 (株) | — (株) |

(注 1) 応募株券等の総数(本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(33,658,500 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(33,658,500 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(変更後)

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|--------|----------------|----------|----------|
| 普通株式 | 63,790,275 (株) | — (株) | — (株) |
| 合計 | 63,790,275 (株) | — (株) | — (株) |

(注 1) 第 1 回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定しておりませんので、公開買

付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

<後略>

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(変更前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(33,658,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(33,658,500株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(変更後)

第1回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

(変更前)

<前略>

その上で、対象者は、本日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

その上で、対象者は、本日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、公開買付者は、情報漏洩への懸念から、2024年9月19日付訂正届出書の提出に先立ち対象者との間で本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施に関する協議を行っておりませんが、2024年9月19日付訂正届出書提出日以降速やかに、対象者に対して本下限撤廃及び第2回公開買付けの実施並びにそれらの理由について説明し、本両公開買付けに対する賛同の意見並びに対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本両公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を維持していただくことを要請する予定です。

以上